

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務仕様書

1 業務名

こうちカーボンニュートラル推進フォーラム開催委託業務

2 目的

本県では、県の自然豊かな環境を守り育むとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な脱炭素社会を目指し、県民、事業者、各種団体及び行政の各主体が連携・協働して、県民総ぐるみによる地球温暖化防止活動を推進することを目的とした「高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）」の取組を平成20年度から実施している。

また、森林が本来持っている森林吸収量や水源の涵養など様々な力を守るため、環境問題に積極的に取り組んでいる企業や団体の皆様と、市町村・森林組合・県などが「協働の森パートナーズ協定」を締結して、森林の再生を行うと共に、地域と都市部の交流による地域活性化に取り組む「環境先進企業との協働の森づくり事業（以下「協働の森づくり事業」という。）」も平成17年から実施している。

本委託事業は、前述した「県民会議」及び「協働の森づくり事業」などにおける先進的又は他の模範となる活動実績等のあったものを表彰・紹介するとともに、集客力のある基調講演者をお招きし、多くの県民に当該取組が認知されることでカーボンニュートラル達成に資する各事業の取組のさらなる発展を図ることを目的とした「こうちカーボンニュートラル推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）」を開催するもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 業務内容

(1) 業務概要

上記2の目的を達成するため、フォーラムの開催・運営及び集客に必要な広報素材の作成・広報を行うこと。なお、フォーラムの開催概要は以下のとおり。内、開催にあたって受託者に提案を求める業務内容は(2)以降に後述するとおりとする。

<フォーラムの概要>

ア 開催日	: 令和7年11月 平日（別途指定する候補日の中で開催）
イ 時間及び場所	: (ア) 開催時間 午後1時30分～午後3時30分（予定） (イ) 開催場所 高知市内 定員200名以上の会場
ウ 対象者等	: (ア) 対象者 県民、高知県地球温暖化防止県民会議会員、協働の森づくり事業パートナー企業、県内企業・団体、市町村、森林組合、県関係機関、その他企業等 (イ) 目標参加者数 200名以上 (ウ) 集客ターゲット層 上記(ア)の対象者の内、平日でも集客を見込める事業者や若者（大学生）など
エ 構成	: 以下(ア)から(カ)のとおり。 (ア) 開催挨拶 (5分程度) (イ) フォーラムについての説明 (10分程度) (ウ) 表彰式 (30分程度) ※最大29団体を予定、出席者の数により延長の可能性あり (エ) 記念撮影 (10分程度) (オ) 基調講演 (60分程度) (カ) 閉会挨拶 (5分程度)

(2) 全般

- ア 県、出展者、関係者との連絡調整を緊密に行うために、専属の担当者を置くこと。
- イ 業務契約後、着手日から業務内容に関する工程表を速やかに作成し、県へ提出すること。また、工程表に基づき、受託者において主体的に進捗管理を行い、進捗状況を適宜県へ報告を行うこと。

(3) フォーラムの開催、運営

上記2の目的を達成するため、フォーラムの開催、運営を行うこと。

ア 開催日

- (ア) 開催日は、令和7年11月とし、以下の開催候補日から3日以上提案すること。
- (イ) 提案する開催候補日ごとに基調講演者と会場を選定し、受託者より提案すること。
- (ウ) 複数の基調講演者を提案する場合、開催候補日が重複することは妨げない。
- (エ) 基調講演者ごとにどの開催候補日で実施可能か明確にすること。
- (オ) 開催日、基調講演者及び会場については、契約後県と協議の上、決定する。
＜開催候補日＞
令和7年11月：7日(金)、10日(月)、11日(火)、13日(木)、14日(金)、17日(月)、19日(水)、20日(木)、25日(火)～28日(金)

イ 開催時間及び開催場所

以下(ア)、(イ)のとおりとし、提案する3日以上開催候補日ごとの対応を受託者より提案を行うこと。

また、会場手配・会場支払いについては委託事業内で受託者により行うこと。

なお、会場準備に伴い前日の借り上げが必要な場合は、前日の借り上げも委託事業内で支払うことも可能とするが、前日借り上げは、県と協議の上、必要最小限とし、かつ提案において前日借り上げすることを明記すること。

- (ア) 開催時間：2時間程度
- (イ) 開催場所：高知市内で定員200名以上の会場

ウ 対象者等

以下の(ア)から(ウ)のとおりとする。

- (ア) 対象者
県民、高知県地球温暖化防止県民会議会員、協働の森づくり事業パートナー企業、県内企業・団体、市町村、森林組合、県関係機関、その他企業等
- (イ) 目標参加者数
200名以上
- (ウ) 集客ターゲット層
上記(ア)の対象者の内、平日でも集客を見込める事業者や若者(大学生)など

エ 構成及び構成ごとの委託内容

以下(ア)から(カ)のとおりし、各項目の概要及び提案を求める内容を参考に事業者より提案すること。なお、次第については、集客や離客防止の観点からより良い日程を事業者より提案し、県と協議の上決定すること。

- (ア) 開催挨拶
高知県において5分程度、主催者挨拶を行う。
- (イ) フォーラムについての説明
司会により、以下aからdを参考に10分程度で説明すること。また、説明は会場前方スクリー

ン等へのプロジェクターを用いた投影資料にて行うこととし、投影資料の作成は、内容を県と協議の上、受託者において行うこと。

- a フォーラム開催の趣旨説明
- b 協働の森づくり事業及び県民会議の紹介
- c 会次第説明
- d 基調講演者の紹介

(ウ) 基調講演

- a 基調講演者の選定
目標参加者数の達成及び集客ターゲット層への脱炭素行動変容の訴求を図れるよう、集客力のある基調講演者を受託者において提案する3日以上で開催候補日ごとに選定し、提案すること。なお講演者を2名以上とし、対談形式などの提案は妨げない。
- b 基調講演時間
60分程度を目安とするが、時間内で構成を区分し、配分するなどの提案を行うことは妨げない。
- c 基調講演のテーマ
地球温暖化防止活動及び2050年カーボンニュートラルの実現に向け、県民、事業者、行政が取り組んでいかなければならない理由及び取り組むことで得られる利点、取り組まないことで負うリスクをふまえ、参加者（県民、事業者、行政）に行動変容を促す内容とすること。また、カーボンニュートラル等の基礎知識のない方にも理解してもらえる分かりやすい内容とすること。
- d WEB上での当日配信及び講演終了後のアーカイブ配信
WEB上での配信を行うこととするため、講演者に対し、WEB上での当日配信に同意を得ること。また、講演終了後の録画データもWEB上でもアーカイブ配信を行うことを前提に講演者に対し調整を行うこと。（翌年度以降もアーカイブ配信ができることが好ましい。）
- e 講演者に係る費用
以下各項にかかる連絡調整、謝金及び旅費並びにその他費用の支払いは、受託者が行い委託料の中から支払うこと。
 - (a) 外部講演者による講演等（※講演者の選定、依頼及び講演に係る連絡調整）
 - (b) 講演者等の送迎に関すること。
 - (c) 講演者等に係る謝金・旅費・当日弁当代
 - (d) その他講演者に係る費用

(エ) 表彰式

- a 表彰式の概要
以下(a)から(c)の計29団体程度に対しての表彰式を30分程度で実施すること。ただし、出席者の数により延長の可能性あり。
<表彰予定団体>
 - (a) 各部会表彰（県民、行政、事業者）【県民会議】
 - (b) 会長表彰【県民会議】
 - (c) 協働の森パートナーズ協定締結5周年企業【協働の森】
- b 記録撮影
表彰者の表彰状受領時の写真を記録写真として撮影すること。また撮影した写真については、フォーラム終了後、受賞者に対し提供するため、表彰をした団体ごとのデータをフォーラム終了後、速やかに県へ提出すること。
なお、高知県公式キャラクター「くろしおくん」の着ぐるみを壇上に配置するため、効果的な配置を行うこと。くろしおくん稼働における必要人員等は県にて手配する。
- c 表彰式レイアウト
また、表彰式のスムーズな実施にあたり、効果的な会場のレイアウトや導線のほか、記録撮

影など必要人員を受託者より提案すること。

d 協働の森パートナーズ協定締結5周年企業表彰について

以下各項にかかる物品等の手配並びに費用の支払いは、受託者が行い委託料の中から支払うこと。

- (a) 感謝状作成 和紙1枚、筒含む
- (b) 県産材を使用した木製額縁
- (c) 筆耕 1企業分
- (d) 目録制作
- (e) 木枠・記念品等郵送 1企業分

(オ) 記念撮影（集合写真）

a 記念撮影の概要

(エ)において表彰した事業者全員の記念写真を10分程度で以下のとおり、計2パターンを撮影すること。なお以下(a)については表彰者を入れ替えて複数回撮影するなどの提案は妨げない。また、各撮影において、県代表者、くろしおくんの2名は必ず参加することとし、外部講演者の参加などの提案は妨げない。

<記念撮影パターン>

- (a) 各部会表彰（県民、行政、事業者）及び会長表彰の全員（最大28団体を予定）【県民会議】
- (b) 協働の森パートナーズ協定締結5周年企業（1団体）【協働の森】

※記念撮影の参加者は表彰団体ごとに各1名とする。

b 撮影レイアウト

記念撮影においては、表彰者への提供を行うと共に県HPにて公表するため、見栄えをよく見えるような会場への転換やプロジェクターなどを用いたスクリーン等へのキービジュアル投影などを受託者より提案すること。

(カ) 閉会挨拶

高知県において5分程度、主催者挨拶を行う。

オ 当日のフォーラム参加者のとりまとめ

当日のフォーラム参加者のとりまとめを受託者において行うこと。

また当日参加者のとりまとめ及び申込者の情報は、県に対しリスト化し、適宜情報提供を行えるよう管理を行うこと。

なお、申し込み方法等は、受託者より提案し、県と協議の上決定する。

カ 会場設営

(ア) 会場案内コーナーを設置し、案内者を置き、受付及びアンケート回収を行うこと。

(イ) 開催場所周辺や他の利用者がある際は配慮した設営を行うこと。

(ウ) 展示スペースへのパネル、企画制作物等の展示を行うこと。

キ 人員体制

フォーラム当日は、全体の進行・安全対策を十分考慮して人員を配置すること。また、受託者は下記の人員を必ず配置すること。なお、トランシーバーは県用を含めて必要台数準備すること。

- (ア) 司会者1名
- (イ) 運営管理者
- (ウ) ステージ管理者
- (エ) パネル展示管理者
- (オ) 受付係

ク 運営

- (ア) 関係者、出展者等の交渉、承諾の取り付けを行うこと。
- (イ) 委託業務に関する会場内の十分な安全確保や円滑な運営が図れるよう取り組むとともに、会場・管理者と十分な調整を図ること。
- (ウ) 会場内や会場周辺、駐車場において、来場者及び出展者等の安全を確保するため、スタッフや整理員を配置すること。
- (エ) 会場の設営から撤去までの期間について来場者も対象となるイベント保険に加入すること。
- (オ) 来場者アンケートを実施し、集計のうえ報告すること。なお、アンケートの項目は委託者と協議のうえ決定すること。
- (カ) フォーラム開催当日の会場内の記録映像及び写真（各催事、出展・出演者等）を撮影し、JPEGデータを電子媒体（CD又はDVD）に収録すること。
- (キ) フォーラム開催当日は、式次第やカーボンニュートラルの説明資料、基調講演及び本県の事業に関する資料を加えたものを配付すること。
- (ク) WEB上での配信を行うこと。また、WEB上での配信データは録画を行い、フォーラム開催後、録画データを県に対し提出すること。
- (ケ) フォーラムの開催前3週間前を目処に、開催にあたっての「運営マニュアル」及び「進行手板」を受託者により作成し、県に対し初稿を提出すること。

(4) 広報関係

- ア 広報に使うデザイン、キャッチコピー、広報手法（媒体）は目標参加者数の達成及び集客ターゲット層への脱炭素行動変容の訴求を図る観点から、全て受託者より提案し、県と協議のうえ決定すること。
- イ デザインの著作権は県に属するものとし、印刷に使用する最終版の版下をPDF及びJPEGの両形式で委託者へ提出すること。
- ウ 一般県民、企業、市町村、森林組合等の集客力を高めるための工夫を行うこと。
- エ 広報素材の校正は、県が校了とするまでに行い、別途県が指定する場所に納入すること。
- オ 納期は、令和7年10月8日（水）までとする。
※広報素材は、メール添付用、HP掲載用電子データ（PDF）の提出すること。

(5) その他独自提案

上記（1）から（4）の事業効果を高める提案もしくは、上記（1）から（4）の取組以外で事業効果を高める提案を行うこと。

5 業務完了報告書等の提出

契約書第19条第1項に定める業務完了報告書（別記様式1）及び成果物の提出

6 成果物の引渡し期限

(1) こうちカーボンニュートラル推進フォーラムの運営に係る成果物

ア 成果物の内容

- a フォーラム等開催当日の会場内の記録映像及び写真
（写真については、JPEGデータ、映像はMP3データを電子媒体（CD又はDVD）に収録）
- b 来場者アンケートの集計結果（紙及び電子データ）
- c 委託事業において作成した全て広報素材（JPEG及びPDFデータ）

イ 提出期限：令和8年1月30日（金）までに提出すること。

7 留意事項

- (1) 詳細は、委託者と別途協議・調整のうえ変更、決定することができる。
- (2) 本業務の遂行にあたっての再委託については、次のとおり。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、県が書面

- によりあらかじめ承諾した場合は、その限りではない。
- イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
 - ウ 受託者は、業務を実施する過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
 - エ 受託者は、受託業務を実施する過程で発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (3) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議のうえ定めるものとする。